

#### 4. 電子マニフェストの運用に関するヒアリング

本資料は排出事業者、収集運搬業者及び処理業者の意見をなるべく手を加えないで、忠実に表現したものである。

- (1) 電子マニフェストと紙のマニフェストが混在していると、収集運搬業者及び中間処理業者は混乱する。
- (2) 収集運搬処理業者が検問された時にコピーの受け渡し伝票で大丈夫か心配。
- (3) 誤り無く入力した時は問題ないが、間違っって入力した時などレアケースの処置が不安（排出事業者）。
- (4) 従来の紙マニフェストの様式と全く異なっているためなんとなく違和感を感じる（排出事業者）。
- (5) 紙のマニフェストの運用について  
成田産業（収集運搬業者）と JFE エンジ（排出事業者）の場合
  - ① 収集運搬業者が紙のマニフェストに車両番号と運転者名（運用上）を記入したマニフェストを持参するため、排出事業者は特に何もする必要がない。
  - ② 排出事業者はマニフェストに排出された産廃の種類にチェックをする。尚、量は記入しない。過積載でなければ検問を受けても問題ない（過積載かそうでないかはどのように判定するのか）。A 票は量が入っていない。金属クズ及びコンクリートがらは計量伝票が付いてくる。
- (6) 電子マニフェストの運用について  
JFE 環境（収集運搬業者）と JFE エンジ（排出事業者）の場合
  - ① 排出事業者が電子マニフェストを予約登録する。
  - ② 収集運搬業者が排出事業者に予約した電子マニフェストに車両番号と運転者名を追加インプットしてもらう。
  - ③ 排出事業者が予約した電子マニフェストを本登録し受渡し伝票を出力し、運転者に渡す。

(7) 電子マニフェストを運用している産廃業者が少ない為、業者の選択に制限が加わる。例えば、成田産業（収集運搬業者）とマルトモ（再資源化）は過去の実績で、東京都の検査に通り易いが、電子マニフェストの運営試験を行う為今回外さざる得なかった。

(8) 電子マニフェストによる産業廃棄物の受渡し

① フレコンパック、コンテナに産業廃棄物が満杯になると、JFE環境に産廃の種類と荷姿を報告し車輛を手配してもらう。産廃の数量及び運搬車については以下のとおりです。

荷姿	数量	運搬車
・ 4 t コンテナ	8 m <sup>3</sup>	アームロール車
・ フレコンパック	1 m <sup>3</sup>	ユニック車

② 後日、車輛が手配されたら、JFE 環境が現地の産廃置き場に赴き、産廃の入った容器を回収し、新しいものと交換する。その時、現地の担当者担当者と産業廃棄物の発生量を目分量で計り、運転者の車輛ナンバー、運転者名及び発生量を電子マニフェストにインプットする。WEB版でアクセスしているためパソコンまで行って入力しなければならない。紙の場合は持って行ってその場で書ける。

③ 電子マニフェストの場合、パソコンを立ち上げる必要がある。

(9) 排出事業者は電子マニフェストを選択すればそれだけでよいが、収集運搬業者及び処理業者は電子マニフェストと紙マニフェストが存在する。

(10) 電子マニフェストの場合受渡し伝票(法的に認められていない)が伝票代わり。尚、紙のマニフェストは法的に認められている。

(11) 電子マニフェストの場合一次マニフェストと二次マニフェストのひも付き情報を管理するのに管理表を作成している。システムにはそれら情報があるので自動的に管理表が作成できないか。紙マニフェストでも管理表を作成している。

(12) 鉄、金属及び廃プラなどの混合廃棄物については、電子マニフェストの場合は廃棄物の種類ごとにマニフェストを3枚発行しなければならないが、紙マニフェストの場合は1枚のマニフェストに3種類の産廃のチェックを入れるだけで済む(但しマニフェストの発行ルールに反するが)。

(13) 電子マニフェストと紙マニフェストの廃棄物の種類のチェック。

蛍光灯 金属くず、ガラスくず

乾電池 金属くず、汚泥

鉛蓄電池 金属くず、強酸、廃プラ

電子マニフェストは品名で入力できる。

(14) 萬世リサイクルヒアリング

- ・ I S O 14001 を取得した業者が萬世に紙マニフェストは資源の枯渇につながるから電子マニフェストにしてくれという要求から。
- ・ 電子マニフェストシステム又は何も持たないで廃棄物を持ち込む場合、萬世から搬入証明書を3枚作成し、搬入者に1枚を渡す。又、1枚は請求書作成に用い、最後の1枚は控として萬世が保管する。
- ・ 同じ廃プラでも塩ビ、ビニールなどでは単価が異なる為、請求書にKgと単価を記入する。
- ・ 電子マニフェストの場合は入力だけで済むが、紙マニフェストの場合は6枚つづりに受領印を押す。尚、電子マニフェストの場合はパソコンを立ち上げる必要があるが。
- ・ 電子マニフェストの場合、持ち込まれた産廃がどのマニフェストのものか紐付をするために、マニフェスト番号が判る受渡伝票を持参する必要がある。従って、産廃を渡す側と受け取る側で運用ルールを作る必要がある。
- ・ 一日300件の産廃が持込まれるが、電子マニフェストによる処置は2~3件程度。

(15) 杉田建材ヒアリング

- ・ 導入の動機はお客さんが電子マニフェストを使用するようかも知れないので、導入したが、今まで要求されたことはなかった。従ってまだ一回も使用したことがない。
- ・ 紙のマニフェストは保管が大変
- ・ 紙のマニフェストは返却が大変